

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第5章 内閣 (別紙1)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第5章 内閣 (別紙1)

内閣の役割

「行政権は、内閣に属する」（憲法第65条）。この規定により、内閣は行政の「最高機関」となりました。

<内閣のしくみ>

1. 内閣の成立

内閣は、国会における「内閣総理大臣」（首相）の指名から始まります。

①内閣総理大臣の指名と任命

内閣総理大臣は、国会議員の中から、国会（事実上、衆議院）の議決で指名され、天皇によって任命（天皇の国事行為）されます。こうして「行政権の長」が誕生します。

②組 閣

内閣総理大臣は、各國務大臣を任命する。内閣の一体性を保つため、内閣総理大臣は「任意に國務大臣を罷免する」権限を持つ。國務大臣は天皇の認証を受けます。

2. 内閣の組織の特色

①内閣の役目

国の行政の最高機関。各行政機関を指揮・監督して、職務を遂行する。

②内閣の組織

内閣総理大臣とその他の國務大臣で構成。いずれも文民でなければならない。

- 内閣総理大臣——国会が国会議員の中から指名し、天皇が任命する。閣議（内閣の会議）を主宰する。
- 國務大臣——内閣総理大臣が任命する。過半数は国会議員でなければならない。

<内閣の職務>

1. 内閣の職務（立法、司法以外のすべてを行う）

—— 憲法第73条の規定 ——

- 法律を誠実に執行し、國務を総理する。
- 外交関係を処理する。
- 条約の締結。但し、事前または事後に、国会の承認が必要。
- 官吏（公務員）に関する事務を行う。
- 予算を作成し、国会に提出する。
- 政令を制定する。
- 大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除および復権を決定。

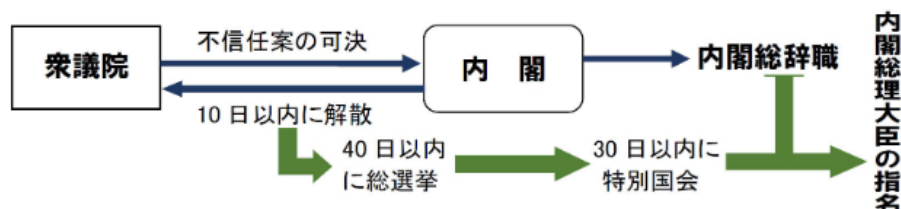
[その他]

- 天皇の国事行為の助言と承認を行う。
- 最高裁判所の長官の指名。長官以外の最高裁の裁判官と下級裁判所の裁判官の任命。
- 決算を国会に提出する。

2. 議院内閣制のしくみ

1) 国会に対する連帯責任 ——内閣は、国会の信任のもとに成り立ち、行政権の行使について、国会に対し、連帯責任を負っている。これを議院内閣制と言います。

2) 内閣不信任 ——衆議院で、内閣不信任案を可決し、または信任案を否決したとき、内閣は、総辞職をするか、10日以内に衆議院を解散しなければならない。衆議院の解散は、「国民に信を問う」（国民の判断に従う）と言われています。



傾聴

語り部スキル

🔍 キーワード検索はこちら

3. 行政委員会と公務員のあり方

内閣からある程度独立し、民間人で組織する合議制の行政機関を 行政委員会と言います。公務員は全体の奉仕者です。

1) 利害関係や専門性を導入する行政委員会

公務員（官僚）による事務組織と異なり、民間人の意思や利害関係者の立場を行政に反映させ、専門家の知識も導入することができる。公正取引委員会、中央労働委員会、国家公安委員会、原子力委員会などがあります。

2) 全体の奉仕者としての公務員

憲法第15条で「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定された。「全体の奉仕者」には、国民に対して責任を負う「公僕」の意味もあります。

戦前は、「天皇の官吏」とされ、官庁の役人は「お上」意識が強く、国民も「官尊民卑」の風潮があった。

PDF版

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.